# (VI) 地域バイオマス支援地区推進事業

### 第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱(以下「要綱」という。)第2の1の(5)の地域 バイオマス支援地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定 めるところによる。

# 第2 事業実施主体

要綱別表1 oV o 1 o事業実施主体の欄の(9)及び(10)で生産局長が別に定めるものとは、次に掲げるとおりとする。

1 農林漁業者の組織する団体

代表者、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適 正に行いうる団体とする。

2 地域バイオマス利活用協議会(以下「協議会」という。) 協議会についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行い、耕畜 連携の取組を行いうるものとする。

## 第3 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業実施期間は、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域バイオマス利活用推進事業の事業実施期間は、1年間とする。
- 2 畜産経営環境調和推進支援事業による利子助成事業の事業実施期間は、畜産経営環 境調和推進資金の貸付け当初から5年間とする。

### 第4 事業の成果目標

要綱第4の2の生産局長が別に定める目標年度等の必要な事項とは、次に掲げるとおりとする。

- 1 地域バイオマス利活用推進事業
- (1)要綱第5に定める事業実施計画等の成果目標の目標年度は、平成27年度とする。
- (2) 成果目標については、家畜排せつ物の利活用向上に向けた取組に資するものであって、耕種農家へ供給する堆肥の利用量及び利用率、耕畜連携を行う農家戸数の増加を目標として設定するものとする。
- 2 畜産経営環境調和推進支援事業
- (1)要綱第5に定める事業実施計画等の成果目標の目標年度は、平成27年度とする。
- (2) 成果目標については、家畜排せつ物の利活用向上に向けた施設整備及び機械導入 に資するものであって、家畜排せつ物の処理量及び堆肥の利用量を目標として設定 し、処理高度化施設整備計画と整合性がとれているものとする。

### 第5 対象施設の範囲

畜産経営環境調和推進支援事業により利子助成対象となる施設及び機械は、(株) 日本政策金融公庫(沖縄県にあっては沖縄開発金融公庫とし、以下「公庫」という。) が貸付業務を行う畜産経営環境調和推進資金の貸付けを受けて整備される施設及び機械のうち、家畜排せつ物利活用施設及び機械とする。

### 第6 事業実施計画

- 1 要綱第5の1の(1)の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地域バイオマス利活用推進事業

事業実施主体は、別記様式1-1号に基づき地域バイオマス利活用推進事業の事業実施計画(以下「地域バイオマス利活用推進事業計画」という。)を作成するものとする。

(2) 畜産経営環境調和推進支援事業

利子助成を受けようとする者(以下「事業参加者」という。)は、別記様式第2 -1号に基づき畜産経営環境調和推進事業の事業実施計画(以下「畜産経営環境調 和推進事業計画」という。)を作成するものとする。

- 2 要綱第5の1の(3)の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 地域バイオマス利活用推進事業
  - ア 要綱別表1のVの1の事業内容の欄に掲げる取組の中止
  - イ 地域バイオマス利活用推進事業計画に定める成果目標の変更
  - ウ 補助事業費の3割を超える変更
- (2) 畜産経営環境調和推進支援事業
  - ア 畜産経営環境調和推進事業計画に定める成果目標の変更
  - イ 畜産経営環境調和推進事業計画に定める償還計画の変更

# 第7 事業の採択に係る規程

地域バイオマス支援地区事業の採択にあっては、別表1に基づきポイント付けを行い、合計ポイントの高い事業実施計画から順に要望額に相当する額を配分するものとする。

- 第8 事業の承認・手続及び着手
  - 1 事業の承認・手続
  - (1) 地域バイオマス利活用推進事業

ア 事業実施主体は、別記様式1-2号に基づき地域バイオマス利活用推進事業実施計画承認書を作成し、地方農政事務所の所在する都府県にあってはこれを経由して、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。)へ提出するものとする。

- イ 地方農政局長等は、提出された地域バイオマス利活用推進事業計画の適否を審査し、適当と認めた場合は、事業実施主体の決定を行い、別記様式1-3号により事業実施主体へ当該計画の承認を通知するものとする。
- (2) 畜産経営環境調和推進支援事業

- ア 事業参加者は、公庫に対して畜産経営環境調和推進資金の借入れの申し込みを 行い、融資の決定・貸付けを受けた後、別記様式2-2号に基づき畜産経営環境 調和推進事業計画を、地方農政事務所の所在する都府県にあってはこれを経由し て、地方農政局長等へ提出し、その承認を受けるものとする。
- イ 地方農政局長等は、畜産経営環境調和推進事業計画の適否を審査し、適当と認められる計画について事業参加者の決定を行い、生産局長へ報告するものとする。
- ウ 生産局長は、地方農政局長等からの報告受理後、別記様式2-3号により事業 参加者を公庫へ通知するとともに、地方農政局長等へ補助金の示達を行うものと する。
- エ 農政局長等は、生産局長からの示達後、別記様式2-4号により、事業参加者 へ決定内容の通知を行うものとする。
- オ 事業参加者は、畜産経営環境調和推進資金の償還後、補助金交付申請書を、地 方農政事務所の所在する都府県にあってはこれを経由して、地方農政局長等へ提 出するものとする。交付申請書の提出については別記様式2-5号を添付するも のとする。
- カ 事業参加者からの補助金交付申請後、地方農政局等(北海道にあっては北海道 農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局とする。以下同じ。)又は地方農 政事務所は、必要に応じて現地確認するものとする。
- キ 公庫は、別記様式2-6号により、事業参加者の畜産経営環境調和推進資金の 償還額を生産局長へ報告するものとする。
- ク 生産局長は、公庫からの報告後、事業参加者の利子支払額を地方農政局長等へ 通知するものとする。
- ケ 地方農政局長等は、生産局長からの通知後、事業参加者に対して利子助成金の 交付を行うものとする。

#### 2 事業の着手

- (1) 地域バイオマス利活用推進事業
  - ア 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式1-4号により、地方農政事務所の所在する都府県にあってはこれを経由して、地方農政局長等へ提出するものとする。
  - イ アのただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施 主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着 手するものとする。また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定まで のあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
  - ウ アのただし書により交付決定前に着手する場合については、地方農政局長等は 事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着 手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるよう

にするものとする。

(2) 畜産経営環境調和推進支援事業

事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

# 第9 事業実施状況の報告等

要綱第6の1の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体及び事業参加者は、別記様式1-5号及び2-7号により、当該年度 の事業実施状況について、事業実施年度の7月末までに、地方農政事務所の所在する 都府県にあってはこれを経由して、地方農政局長等へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1の事業実施状況の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

# 第10 事業の評価

要綱第7の1の生産局長が別に定めるところとは、次に掲げるとおりとする。

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、地域バイオマス利活用推進事業については別記様式1-6号、畜産経営環境調和推進支援事業については別記様式2-8号により行うとともに、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長等による評価は、要綱第7の1に規定する事業 実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の 内容に関し、適正にされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価 が適切になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評 価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長等は、要綱第7の1により報告を受けた自己評価の内容について、関係部局で構成する検討会を開催し、地域バイオマス利活用推進事業については別記様式1-7号、畜産経営環境調和推進支援事業については別記様式2-9号によりその評価を行うものとする。

なお、検討会の開催にあたり、自己評価の内容を確認するとともに、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。

- 4 地方農政局長等は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに事業評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、 公表は、地域バイオマス利活用推進事業については別記様式1-7号、畜産経営環境 調和推進支援事業については別記様式2-9号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合や、施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが計画に対し70%未満の状況が3年間継続している場合、地方農政局長等は当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を地域バイオマス利活用推進事業については別記様式1-8号、畜産環境調和推進支援事

業については別記様式2-10号により、地方農政局長等へ提出させるものとする。

- 7 地方農政局長等は、6より事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、当該取組終了後、事業実施主体に対し再度自己評価を提出させるものとする。

# 第11 事業の内容

要綱別表1のVの事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 地域バイオマス利活用推進事業

# (1) 事業内容

畜産農家と耕種農家が連携して、家畜排せつ物の有効利用を促進し、畜産部門及び耕種部門での収益力の向上を実現するための取組を実施する。

ア 家畜排せつ物利活用検討会の開催

畜産農家、耕種農家、都道府県、市町村、農業者団体、学識経験者等による検討会の開催、地域内の堆肥等利用構想の策定を行う。

イ 堆肥成分や施用効果の検討

耕種農家等の堆肥のニーズや効果的な施用方法を把握するための土壌及び堆肥等の分析、施用実験等を実施する。

ウ シンポジウム等の開催

畜産農家及び耕種農家を対象に家畜排せつ物の利用促進の取組の普及のためのシンポジウム等を開催する。

エ 事業の目的を達成するために必要な取組 アからウまでの取組以外で、地方農政局長等が必要と認める取組を実施する。

(2) 補助対象

補助対象経費は、別表2のとおりとする。

- 2 畜産経営環境調和推進支援事業
- (1) 事業内容

公庫から畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物の利活用施設整備及び機械導入する畜産農家等(畜産業を営む者)に対し利子助成を行う。

### (2) 補助要件

- ア (1)の実施は、畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、家畜排せつ物利活 用施設整備及び機械導入を行うものとする。
- イ (1)の利子助成期間は、畜産経営環境調和推進資金の貸付け当初から5年間 とし、毎年度の融資利子の実績に応じて、2%を上限に利子助成を行うものとす る。
- ウ (1)の資金で500万円を超える融資を受ける畜産農家等とする。

# 別表1

事業メニュー	ポイント			
1 地域バイオマ ス利活用推進	次の1から4のポイントの合計により算出する。			
事業	1 耕種農家へ供給する堆肥の利用量の増加率			
	(1) 0~5%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント			
	(2) 5~10%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント			
	(3) 10~15%以下・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント			
	(4) 15~20%以下・・・・・・・・・・・8ポイント			
	(5) 20%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント			
	2 耕畜連携により堆肥利用を行う畜産及び耕種農家戸数の増加戸数			
	(1) 0~3戸の増加・・・・・・・・・・・・2ポイント			
	(2) 4~6戸の増加・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント			
	(3) 7~9戸の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント			
	(4) 10~12戸の増加・・・・・・・・・・・8ポイント			
	(5) 13戸以上の増加・・・・・・・・・・・・10ポイント			
	3 事業費あたりの家畜排せつ物処理量			
	以下の計算により算出されるポイント			
	本事業で新たに管理される家畜排せつ物量(トン)÷ 総事業費(千円)×10			
	4 融資主体型補助事業実施加算			
	共同利用戸数 3~5戸・・・・・・・・・・・2ポイント			
	6~10戸・・・・・・・・・4ポイント			
	11~15戸・・・・・・・・・・6ポイント			
	16戸以上・・・・・・・・・・8ポイント			
2 畜産経営環境				
調和推進支援				
事業	1 耕種農家へ供給する堆肥の利用量の増加率			
	(1) 0~5%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント			
	(2) 5~10%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント			
	(3) 10~15%以下・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント			
	(4) 15~20%以下・・・・・・・・・・・8ポイント			

(5) 20%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント
2 耕畜連携により堆肥利用を行う畜産及び耕種農家戸数の増加戸数 (1) 1戸の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 基本ポイント 以下の計算により算出されるポイント
本事業で整備される家畜排せつ物処理施設等で管理される家畜排せつ物量(トン) ÷200(トン)
4 事業費あたりの家畜排せつ物処理量 以下の計算により算出されるポイント
本事業で新たに管理される家畜排せつ物量(トン)÷ 総事業費(千円)×10

別表 2 地域バイオマス利活用推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理するものとする。

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必 要な会議等を開催する場合の会 場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必 要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必 要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必 要な図書、参考文献の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等につい	・謝金の単価の設定根拠となる資料 を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実

		て協力を得た人に対する謝礼に 必要な経費	施主体に従事する者に対する謝金 は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を 実施する事業実施主体が雇用し た者に対して支払う実働に応じ た対価(日給又は時間給)の経 費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等)を他の者(応募団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。・補助金の額の50%未満とすること。・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代 の経費	・会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために直接必 要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印 紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2. 支払が翌年度となる場合
- 3. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合